

令和5年度

札幌市顔認証用ソフトウェアライセンス

仕様書

内容

1	調達名.....	1
2	納品期限.....	1
3	調達概要.....	1
	(1) 背景.....	1
	(2) 本調達の目的.....	1
4	調達ライセンス及び数量.....	1
5	調達物仕様.....	1
	(1) 顔認証システム.....	1
	(2) 顔認証用クライアントソフトウェア.....	2
	(3) 顔認証用管理ソフトウェア.....	3
	(4) サポート.....	4
6	その他.....	4
7	例示ソフトウェア.....	5
8	納品・検査場所.....	6
9	担当者.....	6
10	環境への配慮.....	6

1 調達名
札幌市顔認証用ソフトウェアライセンス

2 納品期限
令和6年3月15日（金）まで

3 調達概要

(1) 背景

現在、札幌市職員が通常業務で使用するクライアントパソコンにログオンするためには、全職員がスマートカードとPINの入力による2要素認証を必須としているが、現行の認証製品のサポートが令和6年度末に終了することから、次期職員認証基盤の導入を行う必要が生じている。

(2) 本調達の目的

本調達は、クライアントパソコンへのログオンを顔認証に対応させるため、顔認証システムに必要なライセンスを調達するものである。なおシステムの構築は別途実施し、本調達の範囲には含まれない。

対象は、業務端末数 16,200 台、ユーザー数 16,200 人とする。

4 調達ライセンス及び数量

各ライセンスの有効期間は納品から5年以上であること。

- ・顔認証用クライアントソフトウェアライセンス 16,200 式
- ・顔認証用管理ソフトウェアライセンス 1 式

5 調達物仕様

(1) 顔認証システム

顔認証システムは、後述する顔認証用クライアントソフトウェアと顔認証用管理ソフトウェアにて構成され、以下の要件を満たすこと。

ア 利用者情報を既設の Active Directory 上のユーザーオブジェクトと連携して管理できること。またクライアントにおける生体認証を含めたログオン認証においては既設の Active Directory の冗長構成に沿った可用性が確保されること。

イ 既設の Active Directory にスキーマ拡張を行わないこと。また、既存のユーザーオブジェクトに追加情報を設定しないこと。

ウ 別途 Microsoft SQL Server などのデータベース製品の新規インストールが不要なこと。

- エ ネットワークダウンやサーバ故障等の状況において、暗号化された有効期限付きのキャッシュ機能等により顔認証の利用環境が提供できること。
- オ 現行のドメインパスワードについて、利用者からの収集を行わずに運用を開始できること。
- カ 個人情報保護の観点から、認証に必要な特徴情報のみ特徴情報のみ保持し、画像データとして保持しない設定が可能なこと。ネットワーク上の送受信を含め顔画像のデータは保存されない方式であること。
- キ 顔の特徴情報は画像データに変換できない（不可逆である）こと。
- ク 顔写真でのログイン認証を禁止する仕組みを有すること。
- ケ 顔情報は、認証により許可された利用者本人がクライアントから登録できること。
- コ 顔情報の登録は、顔の向きや、環境の変化や、メガネや帽子などに影響されにくく、マスク着用時の認証が可能で、経年変化にも対応していること。なお、経年変化に対しては利用者による顔情報の再登録による対応でも可とする。
- サ 顔認証の厳しさを変更可能であること。
- シ SAML を利用したフェデレーション連携により、ウェブベースのクラウドサービスへの、多要素認証によるシングルサインオンに対応していること。なお令和6年12月28日を期限に無償で対応可能な状態とするなら、納品時点で対応していない場合でも要件を満たしていることとする。

(2) 顔認証用クライアントソフトウェア

顔認証用クライアントソフトウェアは、以下の要件を満たすこと。

- ア 次の OS に対応していること。
 - ・ Microsoft Windows 10 Pro/Enterprise(64bit) 日本語版
 - ・ Microsoft Windows 11 Pro/Enterprise(64bit) 日本語版
 - ・ Chrome OSなお令和6年12月28日を期限に無償で Chrome OS に対応可能な状態とするなら、納品時点で対応していない場合でも要件を満たしていることとする。
- イ 顔認証に使用するカメラは、以下の要件を満たすこと。
 - ・ 赤外線カメラではなく 2D の Web カメラで対応できること。
 - ・ 解像度は SVGA 以上、フレームレート 30fps 以上とし、カラーであること。
- ウ 顔情報は、利用者が利用者のクライアント端末から登録でき、登録し

- た顔情報で認証されること。
- エ 利用者による顔情報の再登録が可能なこと。また、利用者による再登録は本人が認証に成功した場合のみ実施できること。
 - オ 顔認証とパスワード、または PIN コード入力による二要素認証でクライアントパソコンへのログオンができること。
 - カ マスク着用時も含めて、顔写真によるなりすましを防止できること。
 - キ Web カメラ不良時等の対応として、管理者が発行するパスワード等を用いることで、顔認証を使用せずクライアントパソコンへのログオンができる機能を有すること。
 - ク 上記キのパスワードは、生成時に指定したクライアント及び期間のみ有効なパスワードであること。
 - ケ パソコン操作中に定期的に顔認証を行い、離席している際に自動的にパソコンをロックする機能を有すること。また、その機能を無効とする設定が可能なこと。
 - コ Teams 等を使用した Web 会議中にコンピュータがロックした場合も、ロック解除における顔認証が行えること。なお、Teams 等の Web 会議アプリにおいて、ロック解除後にカメラの再接続操作が必要であっても問題ないものとする。

(3) 顔認証用管理ソフトウェア

- 顔認証用管理ソフトウェアは、以下の要件を満たすこと。
- ア 顔情報を含む利用者情報を一括管理できること。
 - イ 登録した利用者情報の失効管理ができること。
 - ウ 管理者にてリセットを行うことで、利用者が再度初回利用時の顔情報及びユーザー名/パスワードを登録可能であること。
 - エ ポリシーを設定し、その情報を各クライアントまたはユーザーへ配信することで統一したポリシーで運用できること。またクライアントまたはユーザー単位に全体設定と異なる個別のポリシー設定ができること。
 - オ Web カメラ不良時等の対応として救済パスワードを生成できること。救済パスワードは特定のクライアントで、31 日間までの指定した期間のみ使用できるパスワードであること。また、ドメインに参加しているクライアントであれば共通で使用可能なパスワードも生成できること。
 - カ PIN の変更を利用者に許すか許さないかをポリシーで指定可能なこと。
 - キ PIN の最小桁数を指定できること。
 - ク PIN の複雑さ、PIN 変更時に直近で使用された PIN に変更できない等の制約をポリシーで指定可能なこと。

- ケ PIN に有効期限を設定できること。有効期限を経過した後、強制的にクライアントに PIN 変更画面が表示されること。また、期限切れ前に警告メッセージをクライアントに表示することが可能なこと。
- コ 知識情報または生体情報による認証において、任意の回数を超えて認証に失敗した際に、認証方式をロックさせる機能を有すること。
- サ クライアントでの生体認証/救済措置等の利用履歴を一括管理できること。
- シ クライアントから管理サーバ等へのログ情報は 1024 バイト/1 ログ未満で庁内のネットワークに過剰な負荷を与えないものであること。
- ス 「ログオン」、「ログオフ」、「スクリーンロック」、「スクリーンロック解除」、「PIN 間違い」のログが取得できること。
- セ 複数の利用者が同一のユーザー名でログオンしていても、ログから利用者を特定できること。
- ソ クライアントパソコンへのログオンとロック解除にて認証方式を変えられる機能を有すること。例えばクライアントパソコンへのログオンは二要素認証、ロック解除は単一認証など、認証方式を任意に選択できること。

(4) サポート

システムメーカーの保守・サポートを5年間分含むこと。保守・サポートは電話及びメールで行えることとし、対応時間は原則土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）、夏季休業（8月のうち3日以内）を除く、9時から17時までとする。

6 その他

- (1) 成果物としてライセンス証書等を納品すること。
- (2) 今後の機能拡張要件として、指紋認証及びICカード認証（マイナンバーカード含む）の追加導入が可能であること。
- (3) マイナンバーカード認証は以下の要件を満たすこと。
 - ア マイナンバーカードの内蔵ICチップに書き込まれている利用者証明用電子証明書を利用した認証であり、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の仕様に準拠していること。
 - イ マイナンバーカードの失効情報の検証処理（J-LIS保有の失効情報確認処理）に対応していること。
 - ウ カードリーダーライターにマイナンバーカードをかざし、マイナンバーカード申請時に登録した利用者証明用電子証明書用の暗証番号（数字4

桁)を入力して認証する方式であること。

エ 認証時に利用者証明用電子証明書の有効期間満了日の 90 日前から残りの有効期限を表示する機能を有すること。

7 例示ソフトウェア

下記に例示する製品もしくはその同等品、またこれらと組み合わせることが可能なその他の製品により、本仕様書の要件をすべて満たすこと。

また当該参考製品以外の製品で応札する場合は入札質問申請締め切り日時の 3 日前までに札幌市役所に対して書面又はメールで申告を行い、承認を得ること。

製品例①

	項目	メーカー	詳細	数量
1	顔認証用クライアントソフトウェアライセンス	株式会社 ディー・ ディー・ エス	Themis クライアントライセンス	16,200
2	顔認証用クライアントソフトウェアライセンス	株式会社 ディー・ ディー・ エス	顔認証 NEXT プラグインライセンス	16,200
3	顔認証用管理ソフトウェアライセンス	株式会社 ディー・ ディー・ エス	Themis サーバライセンス	1
4	サポート	株式会社 ディー・ ディー・ エス	Themis ソフトウェアサポート	16,200

ただし OEM 版は 6 (2) の機能拡張要件を満たさないことから認められない。

製品例②

	項目	メーカー	詳細	数量
1	顔認証用クライアントソフトウェアライセンス	株式会社 シーイー シー	SmartSESAME PC ログオン ActiveDirectory 版クライアントライセンス (顔認証)	16,200
2	顔認証用管理ソフトウェアライセンス	株式会社 シーイー シー	SmartSESAME PC ログオン UserManager/LogManager	1

3	顔認証用クライアントソフトウェアライセンス（保守）	株式会社シーイーシー	SmartSESAME PC ログオン ActiveDirectory 版クライアントライセンス（顔認証）	16,200
4	顔認証用管理ソフトウェアライセンス（保守）	株式会社シーイーシー	SmartSESAME PC ログオン UserManager/LogManager	1

本製品は告示時点で5(1)シ及び5(2)アの機能要件を満たしていないため、令和6年12月28日を期限に無償で対応可能な状態とする必要があることに留意すること。

8 納品・検査場所

札幌市白石区菊水1条3丁目1番5号 菊水分庁舎
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課

9 担当者

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課 高木
電話 011-826-6479

10 環境への配慮

- (1) 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。